

# 社団法人 日本気象学会定款

(昭和16.7.18 東專第687号認可)

改正 昭和23.11.27 委大第152号  
昭和33.1.14 同第92号  
昭和33.10.16 同第136号  
昭和37.11.20 同第6の37号  
昭和43.8.31 同第6の26号  
昭和43.10.1 同第4の22号  
昭和47.7.3 同第3の10号  
昭和48.6.26 委学第3の28号  
昭和49.7.17 同第3の22号  
昭和50.7.16 (総会決議による)  
昭和53.7.13 同第3の23号  
昭和59.7.30 雄学第13の19号

## 第1章 総 則

第1条 この法人は、社団法人日本気象学会と称する。

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区大手町1丁目3番4号気象庁内に置く。(昭33.1.14 一部改正)

第3条 この法人は、総会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的および事業

第4条 この法人は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内および国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的とする。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 気象に関する研究会および講演会の開催
2. 機関誌、図書等の刊行
3. 研究の奨励および研究業績の表彰
4. その他前条の目的を達成するため必要な事業

## 第3章 会 員

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する者
  - A 会員 会費として年額金5,500円を納める者、ただし在学中の会員は年額金3,500円、外国に在住する会員は、年額金7,200円とする。
  - B 会員 会費として年額金10,300円を納める者、ただし在学中の会員は年額金6,500円、外国に在住する会員は年額金11,000円とする。
2. 外国人会員 外国人でこの法人の目的に賛同し、通常会員に準ずる会費を前納する者
3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口金7,200円を1口以上、B会員として1口金14,400円を1口以上納める団体
4. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額金30,000円以上を納める個人または団体
5. 名誉会員 この法人に対しとくに功勞のあった者で総会の議決をもって推薦する者

前項第1号および第2号の会員の会費の納付期限は、12月末日限りとする

通常会員をもって民法上の社員とする (昭33.1.14 昭37.11.20 昭43.8.31 昭43.10.1 昭47.7.3. 昭48.6.26 昭49.7.17 昭50.7.16 昭53.7.13一部改正)

第7条 通常会員になろうとする者は、通常会員1名の紹介により入会金500円を添えて入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。入会を認められた通常会員は、ただちに会費を納めなければならない。団体会員または賛助会員になろうとするものは入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。

第8条 会員は、次の特典を有する。

1. 細則に定められた機関誌の無料配布を受け、かつ、この法人が刊行する出版物の購入について便宜を与えられること
2. この法人の催す各種の学術的会合に参加すること

## 3. 機関誌に寄稿すること

第9条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

1. 退 会
2. 禁治産または準禁治産の宣告
3. 死亡または失踪宣告
4. 除 名

第10条 会員で退会しようとするものは、理由を付した退会届を提出しなければならない。

前項の場合未納の会費があるときはこれを全納しなければならない。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

1. 会費1年分以上を滞納した場合
2. この法人の定款にそむき、またはこの法人の名誉をそこなう行為のあった場合

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第4章 役員、委員および職員

第13条 この法人に、次の役員を置く。

理事20名以上27名以内

監事2名

理事のうち13名を常任理事（うち理事長名1を含む）とする。

（昭33. 8.31 一部改正）

第14条 理事および監事は、次に定めるところに従い、通常会員のうちから通常会員の無記名投票によって選挙する。

1. 理事は、細則に定める地区毎の定数を全国の通常会員が選挙する
2. 理事長は、理事会において、理事のうちから選任する
3. 常任理事は理事会において理事のうちから選任する
4. 監事は通常会員の互選で定める

（昭43. 8.31 一部改正）

第15条 理事長は、この法人の事務を総理しこの法人を代表する。理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長が理事のうちからあらかじめ指名した理事長代理が職務を代行する。

（昭43. 8.31 一部改正）

第16条 常任理事は、常任理事会を構成し、庶務、会計、編集に関する事務を分担、執行する。

第17条 理事は、理事会を構成し、この定款に定める事項を決議し、執行するほか、総会で議決された事項を執行する。

第18条 監事は次の職務を行う。

1. この法人の財産の状況を監査すること
2. 理事の業務執行の状況を監査すること
3. 財産の状況または業務の執行について不正があることを発見したときは、これを総会または文部大臣に報告すること
4. 前号の報告をなすため、必要があるときは、総会を招集すること

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員に欠員を生じたときは、細則で定める次点者をもって補い、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第20条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合には、その任期中といえども、

通常会員の無記名投票による議決を経て、これを解任することができる

前項の解任の手續きについては、細則で定める。

第21条 役員は、特別の事情により辞任を申し出た場合は、その任期中でも、理事会の議決により、これを解任することができる。

第22条 役員は、有給とすることができる。

第23条 この法人に次の評議員をおく。

1. 評議員5名以上10名以内
2. 評議員は理事会において、会員のうちから選出し理事長がこれを委嘱する
3. 評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。評議員に欠員を生じたときは、本条第2項により補い、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする

(昭37.11.20 本条追加)

第24条 評議員は、評議員会を構成し、理事会の諮問機関とする。

(昭37.11.20 本条追加)

第25条 理事長は、理事会の議決を経て、会員のうちから若干名を委員に任命し、この法人の運営に必要な事項の調査、審議および事務などを委嘱することができる。

(昭37.11.20 旧23条を25条とし本条から第54条まで2条ずつ繰下げ)

第26条 この法人の事務を処理するため、書記などの職員をおくことができる。

第27条 職員は、理事会の議決を経て、理事長が任ずる。

職員は有給とする。

## 第5章 会 議

第28条 理事会は、毎年1回以上、理事長が招集する。ただし、理事現在総数の4分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、理事長は、その請求のあった日から10日以内にこれを招集しなければならない。

理事会の議長は理事長とする。

第29条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

(昭43.8.31 一部改正)

第30条 常任理事会は、随時理事長が招集する。

常任理事会は、常任理事の過半数が出席しなければ成立しない。

常任理事会の議長は、理事長とする。

第31条 理事会および常任理事会における議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者および当該議事についての書面により議決に参加したものの過半数できめ、可否同数のときは議長がきめる。

第32条 総会は、通常総会および臨時総会に分ける。

第33条 通常総会は、毎年1回、会計終了後2箇月以内に理事長が招集する。

臨時総会は、理事会または監事が必要と認めたとき、いつでも理事長は招集しなければならない。

(昭43.8.31 一部改正)

第34条 理事長は、通常会員50名以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第35条 通常総会および臨時総会の議長は、会議のつど、委任状または書面によらない出席通常会員の互選で決める。

第36条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を、書面またはこの法人の機関誌により、通常会員に通知しなければならない。

第37条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 財産目録
4. その他理事会において必要と認めた事項

第38条 総会は、通常会員現在総数の5分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、総会に出席できない通常会員で、当該議事につき他の出席通常会員に表決を委任した者、および書面によって決議に参加した者は出席とみなす。

前項の場合、委任状および書面によらないで出席する通常会員は、通常会員現在総数の25分の1以上でなければならない。

(昭33.10.16 旧条一部改正)

第39条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、前条第1項に定める出席者の過半数でこれを決め、可否同数のときは議長が決める。

第40条 総会において、委任状および書面によらない出席通常会員の過半数の同意があるときは、あらかじめ通知していない事項でも議事とすることができる。この場合議決を要するときは、委任状および書面によらない出席通常会員の5分の4以上でこれを議決する。ただし、前項の場合において、この法人の定款の変更、解散および解散に伴う残余財産の処分にかかる事項は除く。

第41条 総会の議事の要項および議決した事項は、機関誌その他の印刷物により通常会員に通知する。

第42条 総会、理事会および常任理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえこれを保存する。

## 第6章 資産および会計

第43条 この法人の資産は次のとおりとする。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. 寄附金品
6. その他の収入

第44条 この法人の財産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の資産とする。

寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第45条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

第46条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部にかぎり処分することができる。

第47条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、および資産から生ずる果実その他の運用財産をもって支弁する。

第48条 この法人の事業計画、およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、理事長が編成し、理事会の議決を経て、文部大臣に届け出なければならない。

事業計画およびこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

第49条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に、理事長が作成し、その年度末現在の財

産目録ならびに、その年度における事業の状況、庶務の概要、財産増減の理由および会員の異動状況の報告書とともに監事の意見をつけて、理事会および総会の承認を受け、会計年度終了後3カ月以内に、文部大臣に報告しなければならない。

この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越するものとする。

第50条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第51条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第52条 この法人の会計に関する資料は、会員が見られるように、事務所に備え付けておくものとする。

#### 第7章 定款の変更ならびに解散

第53条 この定款は、理事会および総会それぞれの3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第54条 この法人の解散は、理事会および総会それぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければならない。

第55条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会それぞれの4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

#### 第8章 補 則

第56条 この定款施行についての細則は理事会および総会の議決を得て別に定める。

#### 付 則

1. 旧大日本気象学会に属した会員および権利義務の一切は、この法人が継承する。
2. この法人の設立当初の理事および監事は、次のとおりである。

岡田武松、藤原咲平、築地宜雄、佐藤順一、本多弘吉、佃十吉、高橋浩一郎  
付則（昭和37年11月20日委大第136号）

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する  
付則（昭和43年8月31日委大第6の37号）

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行する。  
ただし第6条は昭和43年度会費から適用する。  
付則（昭和43年10月1日委第6の26号）

この定款の変更は文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。  
付則（昭和47年7月3日委大第4の22号）

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し、昭和47年度会費から適用する。  
付則（昭和48年6月26日委大第3の10号）

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行する  
付則（昭和49年7月13日委学第3の28号）

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し、昭和50年1月1日から実施する。  
付則（昭和50年7月16日委学第3の22号）

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し昭和51年1月1日から実施する。  
付則（昭和53年7月13日委学第3の23号）

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し昭和54年1月1日から実施する。

## 第1章 支 部

第1条 支部が置かれる場合は、支部はその規約を支部毎に定め、理事会の承認を受ける。

## 第2章 会 員

第2条 この法人に通常会員として入会を希望するものは、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出しなければならない。

1. 姓名（ローマ字付）生年月日
2. 現住所および連絡先
3. 勤務先と職名
4. 最終学歴
5. 職歴のあらまし
6. 紹介者氏名（本会の通常会員であること）

第3条 この法人に賛助会員として入会を希望するものは、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出すること。

1. 個人の場合は前条と同じとする。
2. 団体の場合は
  - イ 団体名
  - ロ 代表者氏名
  - ハ 所在地
  - ニ 会費

（昭44. 5. 22 一部改正）

第4条 新たに入会した通常会員は、会費を前納しなければならない。また、在学中の会員で定款第6条の会費の割引を受けたい者は、毎年4月30日までに在学証明書を付して理事長に申請しなければならない。

（昭43. 5. 28 昭和48. 5. 23一部改正）

第5条 会費の納付方法の細部および日本国外在住の会員についての送料通信費の徴集については、適宜常任理事会で決める。（昭48. 5. 23 一部改正）

## 第3章 役員の選挙ならびに解任

第6条 選挙に際しては、その都度選挙管理委員会をおく。

1. 選挙管理委員会（以下選管と略称する）は学会役員の出選など通常会員の投票による選挙を管理し、学会活動の円滑にして健全な発展をはかるためもうけられたものである。
2. 選管は監事と共に学会運営のための独立した機関で理事会に従属するものでない。
3. 選管役員任期は2年とし、重任を妨げない。選管委員長は理事長が理事会の承認を経たうえでこれを委嘱する、  
選管委員は選管委員長が委嘱する。
4. 選管の任務はつぎの通りである。

- (Ⅰ) 選挙の告示、(Ⅱ) 立候補および推薦の受付と資格審査およびその名簿の作成とその発表、
- (Ⅲ) 選挙執行上の疑義についての解釈、(Ⅳ) 投票の開票と立会人の指名、(Ⅴ) 投票の有効の判

定、(VI)当選の確認と発表、(VII)その他選挙管理に必要なこと。

5. 選挙の仕事が一切完了したときは記録をつくり事務所に保存する。  
(昭42.11.9 一部改正)

第7条 理事および監事の選挙は次の方法による。

- 各地区の理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりとする。ただし関東地区については、この法人の事務の円滑な運営をはかるための定数を次のとおり加算する。  
北海道地区(北海道)……………2名  
東北地区(宮城県, 岩手県, 青森県, 秋田県, 山形県, 福島県)……………2名  
関東地区(東京都, 神奈川県, 千葉県, 茨城県, 埼玉県, 群馬県, 栃木県, 新潟県, 山梨県)  
……………8名 加算分5名  
中部地区(静岡県, 愛知県, 岐阜県, 三重県, 富山県, 石川県, 福井県, 長野県)……………2名  
関西地区(大阪府, 京都府, 滋賀県, 和歌山県, 奈良県, 兵庫県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島  
県, 香川県, 愛媛県, 徳島県, 高知県)……………4名  
九州地区(山口県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県)……………3名  
沖縄地区(沖縄県)……………1名
- 監事は通常会員の中から2名互選される。
- 通常会員は、理事および監事に立候補することができる。
- 他の通常会員によって書面により理事および監事に推薦され、かつそれを承認した通常会員は推薦候補となることができる。
- 理事および監事は、立候補および推薦候補者以外の通常会員からも選挙される。
- 理事および監事の選挙は、それぞれ種類別に連記する無記名文書投票とする。
- 同一の被選挙通常会員の得票数が有権者総数の10分の1にみえない時は、その被選挙通常会員は役員に就任することができない。
- 得票者の順序は、被選挙通常会員のうち得票数の多いものを上位とし、同数の者がある場合は年少者を上位とする。
- 次点者は第7条第7項の条件を満たし、同条第1項の定員外の者とし、その順位は同条第8項に準ずる。

(昭38.5.16 旧6条一部改正 昭42.11.9 旧6条の一部を改正し本条とする 昭47.5.16 昭49.5.22. 一部改正)

第8条 通常会員50名以上の連署を以て、その代表者から理由を示して役員解任を請求された場合には、選挙管理委員会は、30日以内に、通常会員の無記名投票により解任の可否を問わねばならない。

(昭42.11.9 旧7条を8条に繰下げ)

第9条 解任の可否は有効投票総数の過半数で定める。ただし、有効投票総数は通常会員総数の5分の1以上でなければならない。投票の結果が解任と判明した時には解任された役員はその職を失う。

(昭42.11.9 旧8条を合併し改正)

#### 第4章 会 合

第10条 本会は次の学術的会合を開く。

- 大会 毎年1回以上会員の研究発表、諸種の講演会を行なう
- 例会 原則として毎月1回、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行なう
- その他 常任理事会で認められた会合

第11条 例会については、理事を主任とする講演企画委員会をもうけ、大会の折には大会委員会をもうける。

第12条 講演企画委員会または大会委員会が承認した場合は、会員でない者も、学術的会合において講演を行なうことができる。

第13条 学術的会合で講演をしようとする者は、予めその題目、要旨および所要時間を記して申込むこと。

第14条 理事会は本会の催す会合を予め会員に通知する。

## 第5章 出版物

第15条 本会は機関誌として、気象集誌および天気を発行する。ただし学会運営上に必要な事項はすべて天気に公示する。気象集誌は年6回発行する。天気は原則として毎月発行する。

(昭40. 5.12 一部改正)

第16条 その他の刊行物を発行する場合は理事会または常任理事会の決議を要する。

第17条 通常会員・外国人会員および団体会員のうちのB会員ならびに名誉会員には、天気および気象集誌を無償で配付し、通常会員のうちのA会員には、天気を無償で配付する。団体会員および外国人会員のうちA会員には、その希望に従い天気または気象集誌何れかを無償で配付する。ただし、会費の納付を6カ月以上怠った者には無償配付を停止する。本機関誌は一般購読者に対しても常任理事会で定められた適当な価格で配布する。

(昭40. 5.12 昭54. 5.23一部改正)

第18条 本会の出版物の編集のため、各誌毎に理事を主任とする編集委員会をおく。

第19条 編集委員会は、論文の原稿の訂正、さく除、加筆を要求し、または原稿の内容によって掲載を拒否することができる。また論文掲載の順序も編集委員会に一任される。

第20条 機関誌には依頼原稿をのせることができる。

第21条 会員以外の者でも、編集委員会の承認を得た場合は機関誌に論文を掲載することができる。この場合原則として印刷の実費を支払わねばならない。

第22条 天気または気象集誌に論文掲載を希望するものは、別に定める投稿規定により編集委員会に申出る。

第23条 投稿規定は編集委員会で作成し、常任理事会の承認を得る。

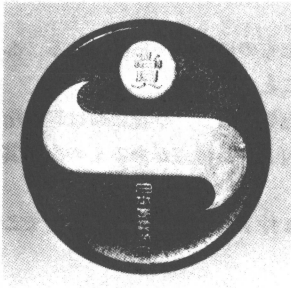
## 学会賞受賞者選定規定

改正 昭37. 5.10  
昭45. 5.27  
昭51. 5.19  
昭53. 5.24  
昭54. 5.23

- (1) 日本気象学会賞受賞者を選定するため学会賞候補者推薦委員会（以下委員会と称す）を設ける。
  - (2) 委員会は5名の審査委員をもって組織し、委員は毎年9月理事長が会員の中よりこれを委嘱する。ただし藤原賞および山本賞候補者推薦委員と重複しても差いつかえない。
  - (3) 委員会は原則として前5カ年間の気象集誌その他の学術雑誌に発表された論文を審査して、その中から気象学に関し、貴重な研究をなした者、原則として1件を選び、その選定理由書をつけて2月末までに理事長に報告する。
- (昭37. 5.10 昭45. 5.27 一部改正)
- (4) 理事長は常任理事会にかけ、全理事に対し、無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
  - (5) 学会賞は賞状およびメダルならびに副賞（賞金）とし、総会においてこれを贈呈する。但し、メダルは1件1人または2人とし、1件3人以上の場合は常任理事会でその都度決定する。また賞金は原則として1件10万円とする。

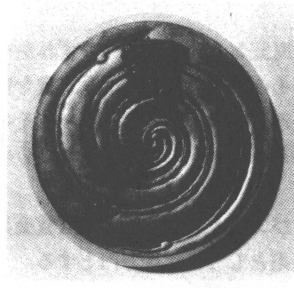
(昭37. 5.10 昭51. 5.19 昭53. 5.24 一部改正)





学会賞

大きさ：直径80mm，材質：銅  
 (太陽(賞)：金 雲：銀)  
 裏：贈氏名君  
 西暦 年



藤原賞

大きさ：直径110mm，材質：銅  
 (銀いぶし，賞：金 咲平  
 :銀)  
 裏：藤原賞  
 贈氏名君  
 日本気象学会 西暦 年



山本賞

大きさ：直径110mm，材質：銅  
 (銀いぶし，賞：金 義一  
 :銀)  
 裏：山本賞  
 贈氏名君  
 日本気象学会 西暦 年

### 藤原賞（気象学会の部）受賞者選定規定

(昭和38. 5. 16制定)

改正 昭和51. 5. 19.  
 昭和53. 5. 24.  
 昭和54. 5. 23.

1. 藤原賞（気象学会の部）受賞者を選定するため藤原賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は5名の審査委員をもって組織し，委員は毎年8月理事長が会員の中よりこれを委嘱する。ただし気象学会賞および山本賞候補者推薦委員と重複しても差つかえない。
3. 委員会は原則として気象学に関する調査，研究，総合報告，著述等により，日本の気象学および気象技術の向上に寄与したものの1件を選び2月末までに選定理由書をつけて理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会にかけ全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 藤原賞は原則として賞状およびメダルならびに副賞（賞金）とし，総会においてこれを贈呈する。但しメダルは1件2名までとし，1件3名以上の場合は常任理事会においてその都度決定する。また賞金は原則として1件10万円とする。（昭51. 5. 19 昭 53. 5. 24 一部改正）

### 山本賞（気象学会の部）受賞者選定規定（昭和54. 5. 23制定）改正 昭和60. 5. 23

1. 山本賞受賞者を選定するための山本賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は11名の審査委員をもって組織し，委員は毎年2月理事長が「天気」および「気象集誌」現及び前編集委員の中よりこれを委嘱する。委員長は両機関誌編集委員長の内のいずれかがこれに当たる。なお，委員は気象学会賞および藤原賞候補者推薦委員と重複しても差つかえない。
3. 委員会は原則として前年に発行された「天気」および「気象集誌」に発表された論文を審査し，その中から基礎研究・応用技術開発を問わず，原則として若い新進の研究者・技術者の優秀論文1篇を選び，その選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。共著論文の場合は，筆頭著者を

該当者とする。

4. 既に過去において学会賞・藤原賞および山本賞のいずれかを受賞したものは対象から除外する。しかし、山本賞を受賞した者が、その後学会賞または藤原賞を受賞することは妨げない。
- 55 理事長は常任理事会にかけ全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
6. 山本賞は原則として賞状およびメダルならびに副賞（賞金）とし、1件1名のみに対して秋季大会でこれを贈呈する。また、賞金は原則として1件10万円とする。

### 奨励金受領者選定規定

（昭和45. 5. 27制定）

昭47. 5. 16 改正

1. 日本気象学会奨励金を受ける者を選定するため、奨励金受領候補者選考委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は5名の選考委員をもって組織し、委員は毎年6月に理事長が会員の中よりこれを委嘱する。
3. 委員会は応募された申請のうちから原則として3件をえらび、8月末までに選定理由書をつけて理事長に報告する。（昭47. 5. 16 一部改正）
4. 理事長は常任理事会にかけ、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の3/4以上でなければならない。有効投票のうち2/3以上可とする得点があるものを受領者と決定する。
5. 奨励金は原則として秋季大会においてこれを贈呈する。